

## 判例研究

# 韓国大法院・旧三菱戦後補償請求事件判決

(大法院第一部2012年5月24日宣告2009다22549判決)

法学部准教授 中川 敏宏

2012年5月24日、韓国大法院は、日本による植民地統治下において三菱重工（旧三菱）・不二越により強制徴用を受けたとして、その被用者らが同会社を相手に損害賠償と未払賃金の支払いを請求した事件において、原審である釜山高等法院が同じ請求を棄却した日本における判決（最高裁で本件原告らが敗訴確定）を受け入れ原告らの請求を棄却したのに対して、その原判決を破棄し、釜山高等法院に事件を差し戻した。この日本企業に対する戦後補償の可能性を認めた大法院判決は、韓国のマスコミでも大きく取り上げられ、さらなる追加訴訟を提起する動きも伝えられている<sup>1</sup>。その意味で、本判決は、韓国において、対日本企業のみならず対日本国の戦後賠償問題に関し象徴的な意味を有するものになるであろう。本判決については、今後わが国でも様々な観点からの検証・分析が求められるが、そのような多角的な検証・分析は訳者の能力の域を出ており、ここでは、本判決の重要性に鑑み、公表されている三菱重工に対する訴訟の大法院判決を取り上げ、判決文の翻訳を試みたい<sup>2</sup>。翻訳に際して、できるかぎり原文のニュアンスを尊重したが、日本人読者への便宜から、日本における一般的呼称等に従っている箇所がある（例えば、韓国と日本を指す際、韓国語では「韓日」と表現されるところは「日韓」と訳出している）。

大法院第一部2012年5月24日宣告2009다22549判決

〔原告・上告人〕 亡Aの訴訟承継人であるX1のほか4名

〔被告・被上告人〕 三菱重工業株式会社

〔原判決〕 釜山高等法院2009年2月3日宣告2007나4288判決

- 1 本稿校正段階で、旧三菱の工場等で働かされた元朝鮮女子勤労挺身隊の女性らが、三菱重工を相手取り、損害賠償を求める訴訟を韓国・光州地裁に起こしたことが伝えられた（朝鮮日報2012年10月25日付け）。
- 2 なお、本大法院判決は、日本軍慰安婦問題について韓国政府の不作为を違憲であると判断した2011年8月30日付けの憲法裁判所決定の延長上で捉えることができる。この憲法裁判所決定については、専修大学法学論集116号（2012年12月）にその試訳を掲載している。あわせてご参照頂ければ幸いである。

## 【主文】

原判決を破棄し、事件を釜山高等法院に差し戻す。

## 【理由】

上告理由を判断する。

### 1. 基本的事実関係

原判決の理由及び原審が適法に採択した証拠等によると、次のような事実を知ることができる。

ア. 亡訴外A（以下「亡Aと」いう）及びX2, X3, X4, X5（以下、これらを合わせて呼ぶときは「Xら」という）は、すべて1923年頃から1926年頃の間朝鮮半島で出生した韓国人である。三菱重工業株式会社（Yと区別して、以下「旧三菱」という）は、日本で成立し機械製作所、造船所等を運営していた会社である。

イ. 日本は、1910年8月22日、大韓帝国との間に日韓併合条約を締結した後、朝鮮総督府を通じて朝鮮半島を支配した。日本は、1931年満州事変を、1937年日中戦争をそれぞれ引き起こすことにより、漸次戦時体制に突入するに至り、1941年12月8日には、太平洋戦争まで引き起こした。日本は、このような戦争により尽力や物資が不足するようになると、1939年7月8日、「国家総動員法」(1938年4月8日法律第55号)による「国民徴用令」(勅令第451号)を制定した後、飛行機物品や製鉄溶鉱炉の製造者、船舶修理工など特殊技能を有する朝鮮半島に居住する韓国人を日本に移住させる政策を積極的に推進し(初期は、韓国人らの反発を恐れ、労務動員計画に従った募集形式で実施された。)、継続的に人力や物資が不足するようになると、太平洋戦争が最高潮に達した頃である1944年8月8日の閣議で「半島人労務者の移入に関する件」を決議することによって、特殊技能の保有の有無に関わりなく、一般の韓国人を対象とする国民徴収令が朝鮮半島にも適用された。国民徴収令(第18条)によると、被徴用者は、同人らを使用した事業主等から給与の支払いを受けるとされている。

ウ. Xらは、国民徴用令により1944年8月から1944年10月までの間に、当時の居住地であった京城府と京畿道から徴用令状を受けた後、各自の住居地付近で他の被徴用者らと集結し、彼らとともに列車に乗り、釜山で関釜連絡船に乗り、日本の下関港に到着し、そこで列車に乗り、旧三菱がある広島に行き、旧三菱の機械製作所及び造船所等に労務者として配置され、労働に従事した。このような移送及び配置等の過程は、日本軍人及び警察、旧三菱担当者の統制の下に行われた。Xらは、各自の作業場で月2回の休日を除いては毎日朝8時より夕方6時まで鉄板を切断した

り胴管を曲げたりする仕事、配管の仕事などに従事し、一日の作業が終了すると、旧三菱が設けた宿舎に戻り、寝食をしていたが、食事の量や質は、著しく不十分なものであって、宿舎も12畳程度の狭い部屋で10～12名の被徴用者がともに生活した。また、宿舎周辺には鉄条網が張り巡らされており、勤務時間はもちろんのこと、休日も、憲兵・警察等による監視が厳しく、自由がほとんどなく、朝鮮半島に残っている家族らとの書信交換も事前検閲によりその内容が制限された。旧三菱から、前月21日から当月20日までの出勤日数を基準にして当月28日の月給を受けていたが、月給で支払われる金は、日本貨幣で亡Aは月20円程度、X2は月23-24円程度、X3は月35円程度、X4は月30円程度であった。

エ. 1945年8月6日、広島に原子爆弾が投下されたことにより、旧三菱の機械製作所及び造船所等が破壊され、作業が中断され、日本は、1945年8月15日、米国をはじめとする連合国に降伏を宣言することで、太平洋戦争は終戦を迎えた。原子爆弾が投下されると、これを避ける過程で亡Aは、鉄破片に当たって顎部分の肉が剥がれ落ちた状態で、1945年9月13日頃、下関で密航船に乗り、X2は、特別な負傷を受けることのない状態で、1945年10月、博多で密航船に乗り、X3は、遊離破片に当たり手足に傷を負った状態で、1945年9月頃、博多で国連軍が準備した帰国船に乗り、X4は、特別な負傷を受けることのない状態で、1945年8月30日頃、下関で関釜連絡船に乗り、X5は、特別な負傷を受けることのない状態で、1945年10月20日頃、下関で密航船に乗り、帰国した。Xらは、帰国後も、強制徴用以前に勤めていた職場を失うなど従来の生活に適応しえないまま、社会的、経済的な困難を経験しただけでなく、被爆による後遺症により、最近に至ってもなお全身倦怠感、呼吸困難、皮膚疾患、視力減退等の各種の身体的な障害に苦しんでいる。

オ. 旧三菱は、日本の敗戦以後、日本内の連合国最高司令部（GHQ）の財閥解体政策に従い、また裁判により日本企業が負担すべき莫大な額の賠償及び労務者に対する未払賃金債務等の解決のため制定された日本の会社経理応急措置法上の特別経理会社、企業再建整備法上の特別経理株式会社として指定された後、1949年7月4日、企業再建整備法による再建整備計画認可申請を行い、1949年11月3日申請した内容で主務大臣の認可を受けた。旧三菱は、1950年1月11日、その再建整備計画に従い解散することとし、同日、旧三菱の現物出資等により企業再建整備法上の新たな会社である中日本重工業株式会社（商号が1964年6月1日に新三菱重工業株式会社に変更された）、東日本重工業株式会社（商号が1952年5月27日に三菱日本重工業株式会社に変更された）、西日本重工業株式会社（商号が1952年5月27日に三

菱造船株式会社に変更された)の3つの会社(以下、新たに成立した3つの会社を合わせて「第二会社」という)が成立した。その後、中日本重工業会社が1964年6月30日に東日本重工業株式会社、西日本重工業株式会社を吸収合併することで、現在の被告となった。この過程で旧三菱の従業員らは、職位、給料をそのままに旧三菱の在職期間を通算して退職金を算定することとし、第二会社に承継され、第二会社の初代社長らは、すべて旧三菱の総務理事が就任した。また、被告自身も旧三菱を被告の企業の歴史の一部であると認めている。

会社経理応急措置法は、“特別経理会社に該当する場合、その会社は指定時(1946年8月11日0:00をいう。第1条第1項)に新勘定と旧勘定を設定し(第7条第1項)、財産目録上の動産、不動産、債権その他の財産については「会社の目的たる現在行っている事業の継続及び戦後産業の回復振興に必要なもの」に限って、指定時に新勘定に属し、その他は原則的に指定時に旧勘定に属し(第7条第2項)、指定時以後の原因に基づき発生した収入及び支出を新勘定の収入及び支出として、指定時以前の原因に基づき発生した収入及び支出は旧勘定の収入及び支出として経理処理し(第11条第1項、第2項)、旧債権については弁済等の消滅行為を禁止し、例外的に弁済を認める場合にも、具体的に弁済しなければならず、新勘定をもって弁済する場合には、特別管理人の承認等一定の要件を備えた場合、一定の金額の限度においてのみ可能(第14条)”なものと規定している。

旧三菱は、会社管理応急措置法、企業再建整備法により、1946年8月11日午前0時を基準として、新勘定と旧勘定に分離した後、「会社の目的たる現在行っている事業の継続及び戦後産業の回復振興に必要な動産、不動産、債権その他の既存財産等」を新勘定に属させた後、上記財産を現物出資して、3つの第二会社を設立し、その他その時まで発生した債務を主とした旧勘定上の債務を負担しながら、清算会社となった旧三菱は、1957年3月25日設立された菱重株式会社に吸収合併された後、1957年10月31日解散した。

カ. 太平洋戦争が終戦した後、1951年9月8日、米国サンフランシスコ市において、米国、英国等を含む連合国と日本国は、戦後賠償問題を解決するため、対日平和条約を締結したが、本条約第4条(a)は、「大韓民国を含む本条約第2条に規定された地域に存在する日本国及びその国民の財産、そして当該地域の統治当局並びにその国民の日本国並びに日本国国民を相手とした請求権及び日本国に存在する当該地域の統治当局並びにその国民所有の財産、そして当該地域の統治当局並びにその国民の日本国並びに日本国民に対する請求権の処理は、日本国と当該地域の統治

当局の特別協定が定めるところによる。」と定めた。

対日平和条約第4条(a)の規定趣旨に従い、1951年末頃から、大韓民国政府と日本国政府の間で、国交回復及び戦後賠償問題が議論され始め、遂に1965年6月22日「国交回復のための大韓民国と日本国間の基本関係に関する条約」及びその付属協定の一つとして「大韓民国と日本国間の財産並びに請求権に関する問題の解決及び経済協力に関する協定」(以下、「請求権協定」という)が締結されたが、請求権協定は、第1条で「日本国が大韓民国に10年間にわたり3億ドルを無償で提供し、2億ドルの借款を行うものとする」と定めた後、第2条で次のように定める。

1. 両締約国は、両締約国及びその国民(法人を含む。)の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、1951年9月8日にサンフランシスコ市で署名された日本国との平和条約第4条(a)に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。
3. 2の規定〔訳者注1〕に従うことを条件として、一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であってこの協定の署名の日到他方の締約国の管轄の下にあるものに対する措置並びに一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対するすべての請求権であって同日以前に生じた事由に基づくものに関しては、いかなる主張もすることができないものとする。

また、請求権協定についての合意議事録(I)は、上記第2条に関して、次のように定めている。

- (a) 「財産、権利及び利益」とは、法律上の根拠に基づき財産的価値が認められるすべての種類の実体的権利をいうものと了解された。
- (b) 同条3項により執られる措置は、同条1項でいう両国及びその国民の財産、権利及び利益と、その国民間の請求権に関する問題を解決するため執られる各国の国内措置をいうものとして、意見の一致をみた。
- (g) 同条1項でいう完全かつ最終的に解決されたものとなる両国及びその国民の財産、権利及び利益と両国及びその国民間の請求権に関する問題には、

---

〔訳者注1〕 ちなみに、本条第2項は、次のとおりである。

「この条の規定は、次のもの(この協定の署名の日までにそれぞれの締約国が執った特別の措置の対象となったものを除く。)に影響を及ぼすものではない。

- (a) 一方の締約国の国民で1945年8月15日からこの協定の署名の日までの間に他方の締約国に居住したことがあるものの財産、権利及び利益
- (b) 一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であって1945年8月15日以後における通常の接触の過程において取得され又は他方の締約国の管轄の下にはいったもの」

日韓会談で韓国側から提出された「韓国の対日請求要綱」（いわゆる 8 項目）の範囲に属するすべての請求が含まれており、従って、同対日請求要綱に関しては、いかなる主張もすることができなくなることを確認した。

そして、上記合意議事録に摘示された対日請求 8 要綱は、「①1909年から1945年までの間に日本が朝鮮銀行を通じて韓国より搬出してきた地金及び地銀の返還請求、②1945年 8 月 9 日現在及びそれ以後の日本の対朝鮮総統府の債務の弁済請求、③1945年 8 月 9 日以後、韓国から振替又は送金された金員の返還請求、④1945年 8 月 9 日現在韓国に本店、本社又は主たる事務所がある法人の在日財産の返還請求、⑤韓国法人又は韓国自然人の日本銀行券、被徴用韓国人の未収金、補償金その他請求権の弁済請求、⑥韓国人の日本国又は日本人に対する請求として①乃至⑤に含まれないものは、日韓会談成立後、個別に行行使することができる旨認めるべきこと、⑦前記の諸財産又は請求権から生じた諸果実の返還請求、⑧前記の返還及び決済は、協定成立後直ちに開始し、遅くとも 6 ヶ月以内に完了すべきこと」等である。

請求権協定が締結されたことに応じて、日本は、1965年12月17日、「財産及び請求権に関する問題の解決及び経済協力に関する日本国と大韓民国間の協定第 2 条の実施による大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律」（法律第144号。以下、「財産権措置法」という）を制定・施行したが、その内容は「大韓民国又はその国民の日本国又はその国民に対する債権又は担保権として、協定第 2 条の財産、利益に該当するものを1965年 6 月22日に消滅したものとす」というものである。

キ。 Xらは、日本国広島地方裁判所に Y を相手に旧三菱の強制徴用等国際法違反及び不法行為等を理由とした損害賠償金（一人当たり1100万円）と強制労働期間に支払を受けえなかった賃金等を現在の価値に換算した金額（その金額は、亡 A が 99,014円、X2 が 96,056円、X3 が 68,424円、X4、X5 が各 59,512円である）の支払を求める訴訟を提起し、1999年 3 月25日、請求棄却判決の宣告を受け、広島高等裁判所に控訴したが、2005年 1 月19日、控訴棄却判決の宣告を受け、上告審である最高裁判所でも、2007年11月 1 日、上告が棄却され、上記判決は確定した（以下、このような日本における訴訟を「日本訴訟」といい、その判決を「日本判決」という）。

Xらは、広島地方裁判所において日本訴訟の第 1 審判決の宣告を受けた後の2000年 5 月 1 日、大韓民国の裁判所に Y を相手に日本において主張した請求原因と同一の内容を請求原因とし、国際法違反及び不法行為を理由とした損害賠償金及び未払賃金の支払を求める本件訴訟を提起した。亡 A は、本件訴訟が第 1 審裁判所に継続中の2001年 2 月24日に死亡し、その相続人 8 名は、X1 が亡 A の Y に対する本件請求権を

単独相続する旨の相続財産分割合意をし、そしてX1は、亡Aの訴訟手続を承継した。

ク。 X2, X3, X4, X5らは、本件訴訟が第1審裁判所に継続中の状態で、外交通商部長官を相手に提起した情報公開拒否処分取消訴訟（ソウル行政法院2002구합33943）において、2004年2月13日に勝訴判決の宣告を受け（外交通商部長官の控訴取下げにより第1審判決がそのまま確定した）、これに従い、大韓民国政府は、請求権協定と関連した一部の文書を公開した後、2005年8月26日、「日韓会談文書公開後続対策関連民間共同委員会」（以下、「民間共同委員会」という）を開催し、「請求権協定は、日本の植民支配賠償を請求するための協商ではなく、サンフランシスコ条約第4条に基づき韓日両国間の財政的・民事的な債権債務関係を解決するためのものであり、日本軍慰安婦問題等、日本政府及び軍隊等の日本の国家権力が関与した反人道的な不法行為については、請求権協定をもって解決されたものとみることとはできず、日本政府の法的責任が残っており、サハリン連行問題や原爆被害者問題も請求権協定の対象に含まれない」という趣旨の公式意見を表明した。

## 2. 国際裁判管轄の存否

国際裁判管轄を決定する際には、当事者間の衡平、裁判の適正、迅速及び経済を期するという基本理念に従わねばならないのであり、具体的には、訴訟当事者の衡平、便宜そして予測可能性のような個人的な利益のみならず、裁判の適正、迅速、効率及び判決の実効性等のような裁判所ないし国家の利益も合わせて考慮しなければならないのであり、このような多様な利益のうち、いかなる利益を保護する必要があるのかは、個別事件における法廷地と当事者との実質的関連性及び法廷地と紛争となった事件との実質的関連性を客観的な基準をもって合理的に判断しなければならない（大法院2005年1月27日宣告2002다59788判決等参照）。

原判決理由及び記録によると、Yは、日本法により成立した日本法人であって、その主たる事務所を日本国内に置いているが、1987年頃釜山中区中央洞〔略〕所在の東亜日報ビルディング8階にYの大韓国内業務進行のための釜山連絡事務所を設置し日本人職員1名をはじめとする5名の職員を置き、Xらが本件訴訟を提起した当時、上記釜山連絡事務所が存在していたこと、本件請求中、不法行為による損害賠償請求は旧三菱が日本国家とともにXらを強制徴用した後、強制労働をさせた一連の行為が不法行為であり、Yは旧三菱のXらに対する法的責任をそのまま負担すると主張するのであるが、大韓民国は、上のような一連の不法行為の一部が行われた不法行為地であったこと、Xらが本件において主張する事実を支える日本内の

物的証拠は殆ど滅失したのに対して、被害者たるXらがすべて大韓民国に居住しており、事案の内容が大韓民国の歴史及び政治的な変動状況等と密接な関係があること等を知ることができる。

上のような事情に、本件請求のうち不法行為による損害賠償と未払賃金の支払請求の間には客観的関連性が認められること等を加え、先に見た法理に照らしてみると、大韓民国は、本件の当事者及び紛争となった事案と実質的関連性があるというべきであり、従って、大韓民国裁判所は、本件に対して国際裁判管轄権を有する。

### 3. 日本判決の承認の当否

民事訴訟法第217条第3号は、外国裁判所の確定判決の効力を認めるのが大韓民国の善良な風俗又はその他の社会秩序に反しないことを外国判決承認要件の一つとして規定している。ここで外国判決の効力を認めること、すなわち外国判決を承認した結果が大韓民国の善良な風俗又はその他の社会秩序に反するか否かは、その承認の当否を判断する時点において外国判決の承認が大韓民国の国内法秩序が保護しようとする基本的な道徳的信念及び社会秩序に及ぼす影響を外国判決が扱う事案と大韓民国との関連性の程度に照らして判断しなければならない。この際、その外国判決の主文だけでなく理由及び外国判決を承認する場合に発生する結果まで総合して検討しなければならない。

原審が適法に採択した証拠によると、日本判決は日本の韓国併合の経緯に関して「日本は、1910年8月22日、韓国併合に関する条約を締結し、大韓帝国を併合し、朝鮮半島を日本の領土とし、その統治下に置いた」、Xらに対する徴用経緯について「当時の法制の下における国民徴用令に基づいたXらの徴用は、それ自体としては不法行為ということができず、また徴用の手続が国民徴用令に従い行われる限り、具体的な徴用行為が当然に違法であるということができない」と判断するとともに、日本国とYによる徴用は、強制連行であり強制労働であったというXらの主張を受け入れることができず、当時のXらを日本人と、朝鮮半島を日本領土の構成部分とみることによって、Xらの請求に適用される準拠法を外国的要素を考慮した国際私法的観点から決定する過程を経ずに、はじめから日本法を適用した事実、また、日本判決は、旧三菱が徴用の実行において日本国とともに国民徴用令の定め反した違法な行為を行ったこと、安全配慮義務に反し原爆投下後Xらを放置しXらの帰郷に協働しなかったこと、Xらに支払うべき賃金や預金・積金の積立額を支払わなかったこと等、Xらの請求原因に関する一部の主張を受け入れながらも、この



ように旧三菱との関係で認められる余地があるXらの請求権は、除斥期間の経過又は時効の完成により消滅し、そうでなくとも、1965年の日韓請求権協定と日本の財産権措置法により消滅したという理由で、結局XらのYに対する請求を棄却した事実等を知ることができる。

このように日本判決の理由には、日本の朝鮮半島と韓国人に対する植民支配が合法であるという規範的認識を前提とし、日帝の国家総動員法及び国民徴用令を朝鮮半島とXらに適用したことが有効であると評価した部分が含まれている。

しかし、大韓民国制憲憲法は、その前文で「悠久の歴史と伝統に輝くわが大韓国民は、己未三一運動により大韓民国を建立し世界に宣布した偉大な独立精神を継承し、今や民主独立国家を再建するにおいて」といい、付則第100条では「現行法例は、この憲法に抵触しない限り、効力を有する。」と、付則第101条は「この憲法を制定した国会は、檀紀4278年8月15日以前の悪質な反民族行為を処罰する特別法を制定することができる。」と規定した。また、現行憲法もその前文に「悠久の歴史と伝統に輝くわが大韓国民は、三・一運動により建立された大韓民国臨時政府の法統と不義に抗拒した四・一九民主理念を継承し」と規定している。このような大韓民国憲法の規定に照らしてみると、日帝強占期の日本の朝鮮半島支配は、規範的な観点で不法な強占にすぎず、日本の不法な支配による法律関係のうち大韓民国の憲法精神と両立しえないものはその効力が排除されると解さねばならない。そうだとすると、日本判決の理由は、日帝強占期の強制動員自体を不法と見ている大韓民国憲法の核心的価値に正面から衝突するものであって、このような判決理由が含まれた日本判決をそのまま承認する結果は、それ自体として大韓民国の善良な風俗やその他の社会秩序に反するものであることは明らかである。従って、わが国で日本判決を承認しその効力を認めることはできない。

それにもかかわらず、原審は、その判示のような事情を入れ、大韓民国裁判所が日本判決を承認するのが大韓民国の善良な風俗やその他の社会秩序に反するということができないと判示し、さらに日本判決を承認することが大韓民国の憲法精神に反するというXらの主張をその判示のような理由で排斥した後、日本判決は、大韓民国においてその効力が承認されることによって、日本判決の既判力によりそれと矛盾する判断をすることができないとして、Xらの本件請求を棄却した。このような原判決には、外国判決の承認に関する法理を誤って理解し、判決結果に影響を及ぼす違法がある。この点を指摘するXらのこの部分の上告理由の主張には、理由がある。

#### 4. XらのYに対する請求権の存否

##### ア. 判断の順序

原審は、日本判決の既判力と関連する判断に付加して、たとえ大韓民国法を準拠法として適用するとしても、Xらが主張する不法行為による損害賠償請求権等は、消滅時効の完成によりすべて消滅したという趣旨で判示し、これに対してXらは、原審が消滅時効に関する法理を誤って理解したという趣旨の上告理由を立てている。このような上告理由を判断するに際しては、その先決問題として、旧三菱とYの法的同一性の認否と請求権協定によるXらの請求権の消滅いかんに対する判断がまず行われなければならない。

##### イ. 旧三菱とYの法的同一性の有無

旧三菱の解散及び分割により法人格が消滅するか否か、第2会社及びYが旧三菱の債務を承継するか否か判断する基準となる準拠法は、法廷地である大韓民国において、外国的要素がある法律関係に適用される準拠法の決定に関する規範（以下、「抵触規範」という）により決定されなければならないところ、その法律関係が発生した時点は、旧涉外私法（1962年1月15日法律第996号により制定されたもの）が施行された1962年1月15日以前からそれ以後にまで亘っている。そのうち1962年1月15日以前に発生した法律関係に適用される大韓民国の抵触規範は、1912年3月28日より日王の勅令第21号によりわが国に依用されて〔訳者注2〕、軍政法令第21号を経て、大韓民国制憲憲法付則第100条により「現行法令」として大韓民国法秩序に編入された日本の「法例」（1898年6月21日法律第10号）である。この「法例」は、旧三菱及び第二会社並びにYの法的同一性の有無を判断する法人の属人法につき明文規定を置いてはいないが、法人の設立準拠地法又は本拠地法によりこれを判断すると解釈されており、旧三菱の解散及び分割による法人格の消滅の有無、債務の承継の有無を判断する準拠法は、ひとまず日本法となるであろうが、ここに会社経理応急措置法と企業再建整備法が含まれるのは当然である。しかし、他方で、上記「法例」第30条は、「外国法ニ依ルヘキ場合ニ於テ其規定ノ適用カ公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反スルトキハ之ヲ適用セス」と規定しているので、大韓民国の抵触規

〔訳者注2〕1910年8月29日の韓国併合条約発効と同時に、緊急勅令第21号「朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ関スル件」が発せられ（翌年法律第3号に転化）、朝鮮総督府に制令権が与えられ、1912年3月18日には、制令第7号「朝鮮民事令」が發布され、「民事ニ関スル事項」は、本令その他の法令に特別の規定がある場合を除き、日本の民法・商法など23種類の法律によるとされた。その後、同月28日には、「法例ヲ朝鮮ニ施行スルノ件」が發布され、日本の法例（1898年6月21日法律第10号）についても、朝鮮に依用された。

範により準拠法として指定された日本法を適用した結果が大韓民国の公序良俗に反する場合には、日本法の適用を排除し、法廷地である大韓民国の法律を適用しなければならない。また、1962年1月15日以後に発生した法律関係に適用される旧涉外私法においても、このような法理は同じである。

本件で外国法である日本法を適用することになると、Xらは、旧三菱に対する債権をYに対して主張し得ないことになるが、上記の1オでみたように、旧三菱がYに変更される過程において、Yが旧三菱の営業財産、人員、従業員を実質的に承継し、会社の人的・物的構成には基本的な変化がなかったにもかかわらず、戦後処理及び賠償債務の解決のための日本国内の特別な目的の下に制定された技術的立法にすぎない会社経理応急措置法及び企業財産整備法等の日本の国内法を理由に旧三菱の大韓民国国民に対する債務が免脱される結果となるのは、大韓民国の公序良俗に照らし容認できない。

日本法の適用を排除し、当時の大韓民国の法律を適用してみると、旧三菱が上記の1オでみたように責任財産となる資産及び営業、人力を第二会社に移転し同一性をそのまま維持しているものとみるのが相当であり、法的には同一な会社と評価するのに十分であり、日本国の法律が定めるところに従い、旧三菱が解散し、第二会社が成立した後、吸収合併の過程を経て、Yへと変更される等の手続を経たとして異なる解釈をしてはならない。

従って、Xらは、旧三菱に対する請求権をYに対しても行使することができる。

#### ウ. 請求権協定によるXらの請求権の消滅の当否

請求権協定は、日本の植民支配賠償を請求するための協商ではなく、サンフランシスコ条約第4条に基づき日韓両国間の財政的・民事的な債権債務関係を政治的合意により解決するためのものであって、請求権協定第1条により日本政府が大韓民国政府に支払った経済協力資金は、第2条による権利問題の解決と法的対価関係があると見られないこと、請求権協定の協商過程で日本政府は植民支配の不法性を認識しないまま、強制動員被害の法的賠償を原則として否認し、これに従い日韓両国の政府は日帝の朝鮮半島支配の性格に関して合意に至りえなかったが、このような状況で日本の国家権力が関与した反人道的な不法行為や植民支配と直結する不法行為による損害賠償請求権が請求権協定の適用対象に含まれたと見るのは困難であること等に照らしてみると、Xらの損害賠償請求権については、請求権協定により個人請求権が消滅しないのは当然のこと、大韓民国の外交的保護権も放棄されなかったと見るのが相当である。

さらに、国家が条約を締結し外交的保護権を放棄するにとどまらず、国家とは別個の法人格を有する国民個人の同意なく国民の個人請求権を直接的に消滅させることができるかとするのは、近代法の原理と衝突すること、国家が条約を通じて国民の個人請求権を消滅させることが国際法上許されうるとしても、国家と国民個人が別個の法的主体であることを考慮すると、条約に明確な根拠がない限り、条約締結により国家の外交的保護権以外に国民の個人請求権まで消滅したと解することはできないというべきところ、請求権協定には個人請求権の消滅に関して日韓両国政府の意思の合致があったと見るのに十分な根拠がないこと、日本が請求権協定直後日本国内で大韓民国国民の日本国及びその国民に対する権利を消滅させる内容の財産権措置法を制定・施行した措置は、請求権協定のみをもって大韓民国国民個人の請求権が消滅しないことを前提とするものであると解したときにはじめて理解できること等を考慮すると、Xらの請求権が請求権協定の適用対象に含まれないとしても、その個人請求権自体は請求権協定のみをもって当然に消滅すると解することはできない。ただし、請求権協定によりその請求権に関する大韓民国の外交的保護権が放棄されたことによって、日本の国内措置として当該請求権が日本国内で消滅したとしても、大韓民国がこれを外交的に保護する手段を喪失するに至るだけである。

したがって、XらのYに対する請求権は、請求権協定により消滅しなかったものであり、XらはYに対してこのような請求権を行使することができる。

## エ. Yが消滅時効完成の抗弁をすることができるか否か

### (1) 準拠法

Xらの請求権が成立した時点で適用される大韓民国の抵触規範に当たる上記「法例」によると、不法行為による損害賠償請求権の成立及び効力は、不法行為発生地の法律によるところ（第11条）、本件不法行為地は、大韓民国と日本に亘っているので、不法行為による損害賠償請求権に関して判断すべき準拠法は、大韓民国法又は日本法となるであろう。しかし、すでにXらは日本法が適用された日本訴訟で敗訴したことに照らし、自らにより有利な準拠法として大韓民国法を選択しようとする意思を有していると推認されるので、大韓民国裁判所は、大韓民国法を準拠法として判断しなければならない。さらに、制定民法が施行された1960年1月1日以前に発生した事件が不法行為に該当するかどうか及びその損害賠償請求権が時効により消滅したかどうかの判断に適用される大韓民国法は、制定民法付則第2条本文に従い、「旧民法（依用民法）」ではなく「現行民法」である。

一方、「法例」によると、法律行為の成立及び効力に関しては、当事者の意思に

従いどの国の法律によるのかを定め、当事者の意思が明らかでなかった場合には、行為地法によるところ（第7条）、先に見た事実関係によると、未払賃金の支払請求権に関して判断すべき準拠法は、日本法となるであろう。

## （2）消滅時効が完成したという抗弁の可否

消滅時効は、客観的に権利が発生しその権利を行使することができる時より進行し、その権利を行使することができない間は進行しないが、ここで「権利を行使することができない」場合とは、その権利行使に法律上の障害事由、例えば、期間の未到来や条件不成就等がある場合をいうのであり、事実上権利の存在や権利行使可能性を知ることができず、又は知ることができなかつたことに過失がないとしても、このような事由は、法律上の障害事由に該当しない（大法院2006年4月27日宣告2006다1381判決等参照）。

他方、債務者の消滅時効に基づく抗弁権の行使も、民法上の大原則である信義誠実の原則と権利濫用禁止の原則の支配を受けるのであり、債務者が時効完成前に債権者の権利行使や時効中断を不可能又は著しく困難にさせたり、そのような措置が不必要であると信じさせる行動をとったり、客観的に債権者が権利を行使することができない障害事由があつたり、あるいは一旦時効が完成した後に、債務者が時効を援用しないかのような態度を見て、権利者をしてそのように信頼させたり、債権者保護の必要性が大きく、同じ条件の他の債権者が債務の弁済を受領する等の事情があり、債務履行の拒絶を認めることが著しく不当であり又は不公平となる等の特別の事情があつたりする場合には、債務者が消滅時効の完成を主張することが信義誠実の原則に反し、権利濫用として許容されえない（大法院2011年6月30日宣告2009다2599判決等参照）。

そして、このような法理は、日本民法を適用するに際しても、そのまま妥当する。

原判決の理由及び原審が適法に採択した証拠等によると、旧三菱の不法行為があつた後、1965年6月22日、日韓の間の国交が樹立された時までは、日本国と大韓民国の間の国交が断絶しており、従って、XらがYを相手に大韓民国において判決を受けたとしても、これを執行することができなかつた事実、1965年日韓の国交が回復したが、日韓請求権協定関連文書がすべて公開されていなかった状況において、請求権協定第2条及びその合意議事録の規定と関連し、請求権協定により大韓民国国民の日本国又は日本国民に対する個人請求権が包括的に解決されたものであるという見解が大韓民国内で一般的に受け入れられてきた事実、日本では請求権協定の後続措置として財産権措置法を制定しXらの請求権を日本国内的に消滅させる措置

を採り、Xらが提起した日本訴訟において請求権協定と財産権措置法がXらの請求を棄却する付加的な根拠として明示された事実、これに対して、Xらの個人請求権、そのうちでもとくに日本の国家権力が関与した反人道的不法行為や植民支配と直結する不法行為による損害賠償請求権は請求権協定により消滅しなかったという見解が、Xらが1995年12月11日に日本訴訟を提起し2000年5月1日韓国で本件訴えを提起するとともに徐々に浮き彫りになり、ついに2005年1月韓国で日韓請求権協定関連文書が公開された後、2005年8月26日日本の国家権力が関与した反人道的不法行為や植民支配と直結する不法行為による損害賠償請求権は請求権協定により解決されたものとみることができないという民間共同委員会の公式的見解が表明された事実等を知ることができる。

ここに、先に見たように旧三菱とYの同一性の有無についても疑問を持たざるを得ない日本での法的措置があった点を加えてみると、少なくともXらが本件訴えを提起した時点である2000年5月1日まではXらが大韓民国において客観的に権利を事実上行使しえない障害事由があったとみるのが相当である。

このような諸点を先で見つ法理に照らしてみると、旧三菱と実質的に同一の法的地位にあるYが消滅時効の完成を主張しXらに対する不法行為による損害賠償債務又は賃金支払債務の履行を拒絶するのは、著しく不当であり、信義誠実の原則に反する権利濫用であって許されない。

それにもかかわらず、原審がその判示のような事情のみをもっては、Yが消滅時効完成を主張することが信義則違反による権利濫用に当たらないと判断したことは、消滅時効主張の信義則による制限の法理を誤って理解し、判決結果に影響を及ぼす違反を犯したものである。この点を指摘するXらのこの部分の上告理由の主張もまた理由がある。

## 5. 結論

かくして、原判決を破棄し、事件をふたたび審理・判断するため原審裁判所に差し戻すこととし、関与大法官の一致した意見をもって、主文のとおり判決する。

裁判長 大法官 イ・インボク  
主審 大法官 キム・ヌンファン  
大法官 アン・デヒ  
大法官 パク・ピョンデ